

## 第VI章 実現のための施策

### 1. 基本的な考え方

- ・霧島市都市計画マスタープランは、都市の将来像を具体的に示し、都市計画を進めるに当たっての都市づくりの方針を定めたものです。その実現に当たっては、第一次霧島市総合計画等の上位計画を適切に反映し、本市の関連計画を踏まえて推進していきます。
- ・都市づくりを計画的に進めるため、関係部署との連携を図り、都市計画マスタープランの適正な運用に努め、上位関連計画等との整合性に配慮しながら、今後の社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、適切な時期に見直しを行います。
- ・各種事業の推進に当たっては、市民一人ひとりが参画できる場を増やすとともに、市民、事業者、行政、NPO、ボランティア組織等、多様な主体によるまちづくりが実現できる推進体制の構築を目指します。

### 2. 各種制度・事業の推進

#### 2-1 都市計画マスタープランの運用

- ・都市づくりを計画的に進めるため、都市計画マスタープランの共有化を図り、関係部署が横断的に連携しながら、各種事業を推進していくことができる仕組みを構築します。また、市民や事業者等に対し、都市づくりに係る情報を随時公開し、都市計画マスタープランの適切な管理を行います。
- ・都市計画マスタープランは、上位計画の変更や事業計画の見直し、社会経済状況の変化等、今後の動向・変化に柔軟に対応するため、適切な時期に見直しを行います。見直しに当たっては、各事業の進捗度を評価し、事業計画の見直し等に反映させるほか、その時々市民ニーズを踏まえ、内容の充実を図ります。

#### 2-2 適正な土地利用の誘導の検討

##### (1) 都市計画区域の再編

- ・本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっています。都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要がある区域であることから、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。

## 第6章 実現化方策

### 1. 基本的な考え方

#### 1-1 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、**本市が目指す**都市の将来像を具体的に示し、**都市づくり**を進めるに当たっての**基本的な**方針を定めたものです。その実現に当たっては、第二次霧島市総合計画等の上位計画や本市の関連計画を踏まえて推進していきます。

都市づくりを計画的に進めるため、関係部署との連携を図り、都市計画マスタープランの適正な運用に努めるとともに、上位関連計画等との整合性に配慮しながら、今後の社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、適切な時期に見直しを行います。

#### 1-2 協働による都市づくり

本市は現在まで、都市計画法に基づく用途地域の指定による土地利用の誘導や土地区画整理事業、幹線道路等の都市基盤の整備、霧島市土地利用対策要綱に基づく民間開発行為における指導・助言を行い、都市づくりを進めてきました。しかし、人口減少・超高齢社会における持続可能な都市経営や、地域における多様なニーズに対応した霧島市らしい都市づくりを推進するためには、市民（地域コミュニティ、NPO、ボランティア組織等）や事業者、大学等の教育機関との協働により、進めていくことが求められています。

#### 1-3 分野別施策の実施と進行管理

人口減少・超高齢社会の到来や、一斉に更新時期を迎える公共施設の維持・更新など、厳しさを増す行財政運営の中で、本市の目指す都市づくりを進めるためには、優先度を判断し、計画的な事業の実施が必要となります。また、分野別施策の実施がより一層、効率的・効果的なものとなるよう、都市計画マスタープランや個別計画の進捗状況や効果を検証するなど、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理に取り組みます。

## (2) 地域地区の適用

- 都市の将来像を実現するため、集約型都市構造への転換を図るとともに、各拠点地域の都市機能の充実を図り、国土利用計画\*や土地利用調整基本計画、都市計画マスタープランの各方針に従い、地域の実情に即した土地利用の誘導を進めます。
- 市街地における開発動向等を見極めながら、必要に応じて用途地域の見直しを行うとともに、その他の地域においても快適な住環境等の維持・形成を図るため、特定用途制限地域の適用等について検討します。

## (3) 地区計画制度等の活用

- 地区計画は、美しいまちなみの創出や土地の有効利用の促進など、地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを定めるもので、地区住民の意向が十分に反映される仕組みであることから、住民参加の都市づくりを目指す上で適した都市計画制度といえます。今後、地区計画制度の導入のほか、建築協定や緑地協定等の諸制度の活用について検討し、住民の合意形成を図りながら、住環境の維持、保全を図っていきます。

## (4) 一定規模以上の開発に対する指導

- 無秩序な市街地の拡大を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間を確保するため、都市計画区域内、外を問わず、1,000㎡以上等の開発行為については「霧島市土地利用対策要綱」に基づき、適切な指導を行います。

### 2-3 事業化に向けた取り組み

- 現在事業実施中である麓第一地区土地区画整理事業においては平成28年度、浜之市地区土地区画整理事業においては平成27年度を目途とし、早期完了を目指します。また、隼人駅東地区土地区画整理事業においては、早期に事業着手を行い、平成33年を目標として計画的に事業を推進します。
- 道路整備や公園・緑地等の都市施設に関する事業の実施に当たっては、住民ニーズの把握や費用対効果に係る検証を十分行った上で、事業の優先度を検討し、必要性が高く、また経済効果の高い事業を優先的に進めます。
- 都市計画道路の中には、整備率が低いものや事業が長期間未着手となっている路線等があります。これらの都市計画道路については、事業の完了あるいは着手を目指す時期について、概ね10年以内と概ね10年以降の区分に整理し、計画的に事業を推進します。また、近年の社会経済情勢、あるいは「霧島市総合都市交通計画」等を踏まえ、事業の必要性や実現性についての評価を実施し、適切に見直しを行います。

## 2. 協働による都市づくりの推進

### 2-1 都市づくり情報の共有

協働による都市づくりを進めるためには、主体となる市民・事業者等や行政が都市計画マスタープランを十分に理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。このため、市のホームページや広報きりしま等を通じて、まちづくりについての情報や市の計画、事業・制度等に関する各種情報を公開し、市民のまちづくりへの関心や参加意識の高揚を図るとともに、幅広い方々へわかりやすい情報が提供できるように努めます。

### 2-2 多様な主体が参加・連携する都市づくり

#### (1) 都市づくりのための役割分担

都市づくりを計画的に実現していくためには、市民等の理解と協力が不可欠です。市民等の主体的な取組は、地域の活力となり、魅力的な都市の形成へとつながることから、市民、事業者、大学等の教育機関、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働した都市づくりを進めます。

#### ①行政の役割

- ・土地利用施策の実施
- ・都市施設等の整備
- ・都市づくり情報の積極的な提供
- ・都市づくりに係る取組への支援

#### ②市民の役割

- ・都市づくりへの提案、協力
- ・市民参画の場への参加
- ・環境美化、清掃活動への参加
- ・公共施設管理への協力

#### ③事業者及び大学等の教育機関の役割

- ・専門的な知識や技術の提供
- ・ノウハウを活かしたまちづくりの取組
- ・都市づくりの各種施策への参加、協力
- ・環境美化・清掃活動などの地域への貢献
- ・教育による人材育成

### 3. まちづくりの実現に向けた取り組み

#### 3-1 まちづくりの推進体制

##### (1) 市民と行政の連携強化

- ・まちづくりを計画的に実現していくためには、市民の理解と協力が不可欠です。市民のまちづくりに対する主体的な取り組みは、地域の活力となり、魅力的な都市の形成へとつながることから、市民と行政との連携の強化を図ります。
- ・市民と行政の協働によるまちづくりを実現するため、アンケート調査やパブリックコメント\*、ワークショップの実施等、さまざまな方法を通して、住民や事業者など市民の多様なニーズがまちづくりに反映される仕組みについて検討します。
- ・市民と行政が一体となってまちづくりが進められる仕組みを充実させるとともに、地域のまちづくりの担い手となる人材の育成を進めます。

##### (2) 「新たな公<sup>こ</sup>」によるまちづくりの体制強化

- ・厳しい社会経済情勢のもと、都市の将来像実現に向けたまちづくりを進めるに当たっては、民間活力の導入や効率的・効果的な事業運営等が求められることとなります。したがって、行政主導により、すべての事業が展開されるこれまでの流れを改め、市民、事業者、行政、NPO、ボランティア組織等の多様な地域経営の担い手を「新たな公<sup>こ</sup>」と位置付け、お互いが協力して都市づくりを実現できる仕組みを構築します。また、それらの活動に対する積極的な支援を行います。

#### 3-2 市民の参画によるまちづくりの実現

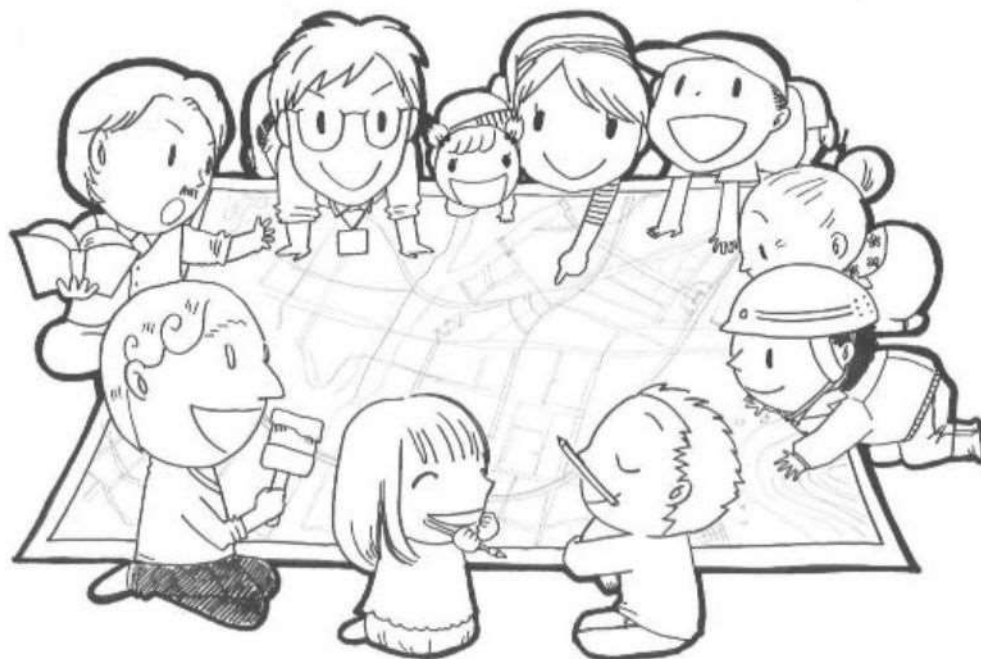
##### (1) 市民の参画に向けた取り組み

- ・市のホームページや広報きりしま等を通じて、まちづくりについての情報や市の計画、事業・制度等に関する各種情報を公開し、市民のまちづくりへの関心や参加意識の高揚を図るとともに、幅広い方々へわかりやすい情報が提供できるように努めます。
- ・市民が日常よく利用する公園・緑地等の地域の施設整備に当たっては、ワークショップ等により計画段階から市民の意見を反映させる仕組みや、完成後の運営や維持・管理の面でも地域住民等が参画できる仕組みづくり等を検討し、まちづくりの各段階で市民との協働によるまちづくりの実現を目指します。

## (2) 市民主体のまちづくり

良好な都市環境の形成を図るために、その地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールとして、地区住民や地権者等が自ら自主的な規制を定める「建築協定」「景観協定」「緑地協定」などの制度や、市民やまちづくり団体などが都市計画の決定・変更を要請する方法として「都市計画提案制度」があります。

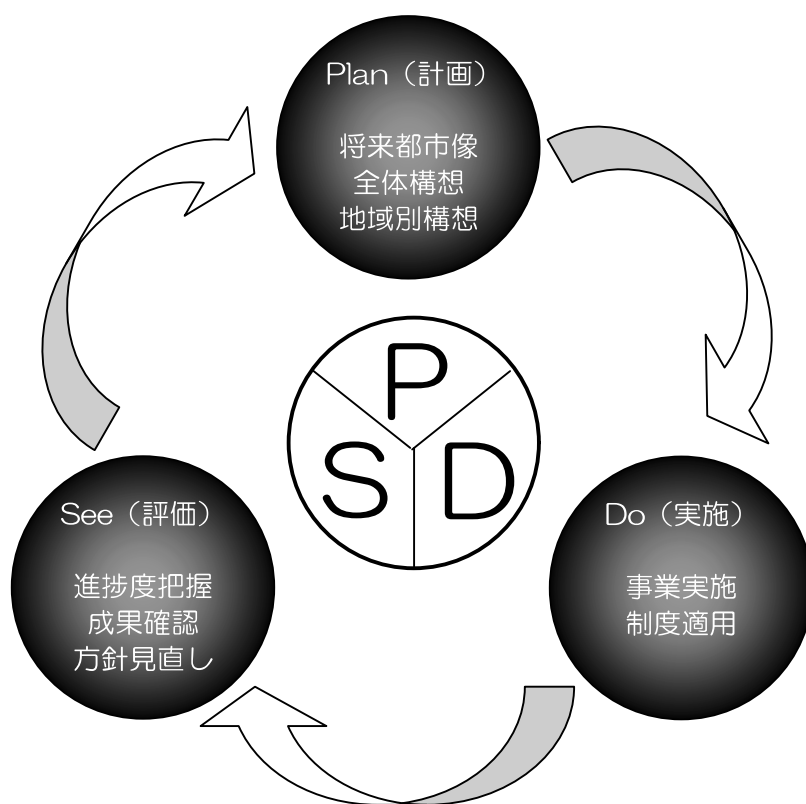
これらの制度は行政主導による都市計画だけではなく、市民一人ひとりが都市計画の当事者として、市民自らが主体となり、市民と行政が同じ立場で議論し、お互いの知恵と力を合わせた都市づくりが可能となる制度として期待されることから、これらの制度の活用を促進します。



■ 協働による都市づくりのイメージ図

(2) PDSサイクルの適用

- PDSサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(See)のプロセスの繰り返しによって、継続的な改善（スパイラルアップ）を目指すマネジメント手法です。
- PDSサイクルの適用により、計画に基づき実施された各種事業の成果や都市の現況を点検・評価し、それらの結果を次の整備方針決定や計画見直しへ反映させることにより、都市の将来像実現に向けた取り組みがより一層効率的・効果的なものとなるよう努めます。



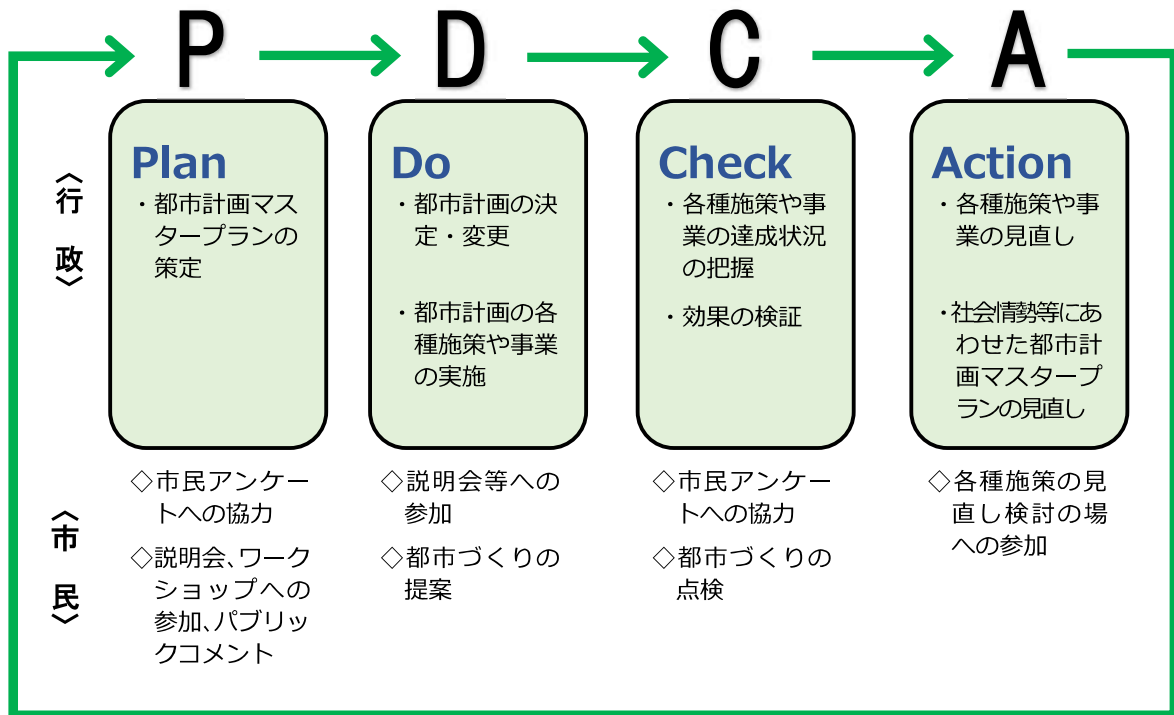
■ PDSサイクル

### 3. 将来都市構造の実現に向けた取組

#### 3-1 都市計画マスタープランの適正な運用

##### (1) PDCAサイクルによる進行管理

今後、市民参画の場を設けながら、実施する各種施策及び事業の効果を検証し、それらの結果を次の整備方針決定や計画見直しへ反映させることにより、都市の将来像実現に向けた取組がより一層、効率的・効果的なものとなるよう努めます。



PDCAサイクルによる進行管理のイメージ図

※PDCAサイクル

Plan（計画）⇒ Do（実施・実行）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（処置・改善）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図ろうとする考え方。

##### (2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、上位計画の変更や事業計画の見直し、社会経済状況の変化等、今後の動向・変化に柔軟に対応するため、適切な時期に見直しを行います。

見直しに当たっては、各事業の進捗度を評価し、事業計画の見直し等に反映させるほか、その時々市民ニーズを踏まえ、内容の充実を図ります。





## 3-2 都市計画事業の重点的な取組

### (1) 適正な土地利用誘導の検討

#### ①都市計画区域の再編

本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっています。都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要のある区域であることから、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。

#### ②地域地区制度の適用

都市の将来像を実現するため、集約型**多極連携ネットワーク**都市構造への転換を図るとともに、各拠点地域の都市機能の充実を図り、都市計画マスタープランの方針に従い、地域の実情に即した土地利用の誘導を進めます。

市街地における開発動向等を見極めながら、必要に応じて用途地域の見直しを行うとともに、その他の地域においても快適な住環境等の維持・形成を図るため、特定用途制限地域等の**地域地区制度**の適用について検討します。

#### ③地区計画制度の活用

地区計画は、美しいまちなみの創出や土地の有効利用の促進など、地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを定めるもので、地区住民の意向が十分に反映される仕組みであることから、住民参加の都市づくりを目指す上で適した都市計画制度といえます。

今後、地区計画制度の導入について検討し、住民の合意形成を図りながら、**良好な**住環境の**整備**、保全を図っていきます。

#### ④立地適正化計画の策定の検討

これからの人口減少社会において、**医療・福祉、商業施設**などの生活サービス機能や**公共交通、地域コミュニティ**などは、一定の人口密度がなければ持続が難しくなり、また、**住宅地や商業地**などが無秩序に拡散すると、**公共投資も大きくなります**。

本市では、都市計画マスタープランにおいて、**コンパクト・プラス・ネットワーク**の考え方から**集約型多極連携ネットワーク**都市構造を将来都市構造として掲げており、実現するための一つの手法として、**立地適正化計画**の策定について検討を行います。

(立地適正化計画の概要はP.2-39を参照)

#### ⑤一定規模以上の開発に対する指導

無秩序な市街地の拡大を防止し、**良好な自然環境**を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間を確保するため、都市計画区域内・外を問わず、**1,000㎡**以上の開発行為については「霧島市土地利用対策要綱」に基づき、適切な指導・**助言**を行います。



## (2) 市街地や都市施設等の整備

- ① 現在事業実施中である麓第一土地区画整理事業、浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業においては早期完了を目指します。
- ② 現在実施中である国分中央地区の都市再生整備計画事業を推進するとともに、隼人駅周辺地区の都市再生整備計画事業の導入による整備を進めます。
- ③ 国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画に基づく整備を推進します。
- ④ 道路や下水道等の都市施設に関する事業の実施に当たっては、必要性や費用対効果に係る検証を十分行ったうえで、事業の優先度を判断し、計画的に整備を進めます。
- ⑤ 長期未着手の都市計画道路については、県が策定した「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、近年の社会経済情勢や「霧島市総合都市交通体系調査」等を踏まえながら、事業の必要性や実現性について評価を実施し、適切に見直しを行います。
- ⑥ 市民が日常よく利用する公園・緑地等については、運営や維持・管理の面で地域住民等が参画できる仕組みづくり等を検討し、市民との協働による取組を進めます。